

## 2-8 公害防止に関する税制上の措置

(平成30年4月1日現在)

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
固定資産税	課税標準の特例	<p>公共の危害防止のため設置されたもの(ただし既存の当該施設又は設備に代えて設置する一定のものを除く。)のうち、</p> <p>(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(2) 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第3項に規定する中小企業者等又は同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人が取得した大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設で一定のもの</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場で一定のもの</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(以下(5)において「産業廃棄物処理施設」という。)で一定のもののうち、</p> <p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物(石綿が含まれているものその他これに類するもので一定のものに限る。)の処理の用に供する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>② ①に掲げる産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設</p> <p>(6) 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した同法第12条第1項に規定する除害施設で総務省令で一定のもの</p>	<p>平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準をそれぞれ次の割合を乗じて得た額に軽減する。</p> <p>(1) <math>\frac{1}{2}</math>を参酌して<math>\frac{1}{3}</math>以上<math>\frac{2}{3}</math>以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(地方税法第389条の適用を受ける場合は<math>\frac{1}{2}</math>)</p> <p>(2) <math>\frac{1}{2}</math>を参酌して<math>\frac{1}{3}</math>以上<math>\frac{2}{3}</math>以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(地方税法第389条の適用を受ける場合は<math>\frac{1}{2}</math>)</p> <p>(3) <math>\frac{1}{2}</math></p> <p>(4) <math>\frac{2}{3}</math></p> <p>(5) ① <math>\frac{1}{2}</math> ② <math>\frac{1}{3}</math></p> <p>(6) <math>\frac{3}{4}</math>を参酌して<math>\frac{2}{3}</math>以上<math>\frac{5}{6}</math>以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(地方税法第389条の適用を受ける場合は<math>\frac{3}{4}</math>)</p>	地方税法附則第15条第2項

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
特別土地保有税	非課税	<p>1 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地</p> <p>(1) 鉱山保安法第8条第1号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは同条第3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場等の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項若しくは第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>(4) 水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場の設置者又は特定事業場の設置者であった者が設置する同法第2条第2項第1号に規定する有害物質を含む地下水の水質を浄化するための施設で一定のもの</p> <p>(5) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第9項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(6) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>(8) 悪臭防止法第2条第1項に規定する特定悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p> <p>(9) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設(鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。)において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの</p> <p>(10) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水の処理施設で一定のもの</p> <p>(11) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第6項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(12) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの</p> <p>(13) 土壌の特定有害物質(土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質)による汚染を除去するための施設(同法第6条第4項に規定する要措置区域及び同法第11条第2項に規定する形質変更要届出区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。)で一定のもの</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが同法第15条の6第1号から第5号までに規定する業務の用に供する土地で一定のもの</p> <p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する土地で一定のもの</p> <p>4 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項、同法第7条第1項又は同法第8条第1項の届出をした者が同法第4条第1項の規定により公表された準則又は同法第4条の2第1項の規定により定められた同項に規定する市町村準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で一定のもの</p>	非課税	地方税法第586条第2項

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
事業所税	非課税	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	非課税	地方税法第701条の34第3項第8号
	課税標準の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの（専ら当該施設の用に供する事業所屋内に設置されるものに限る。以下同じ。）</li> <li>(2) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</li> <li>(3) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設（(4)に掲げる施設を除く。）で一定のもの</li> <li>(4) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</li> <li>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</li> <li>(6) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設（地方税法施行令第56条の53の2第2項第4号に掲げるものを除く。）</li> <li>(7) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの</li> </ul>	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する	地方税法第701条の41第1項の表の第3号
	課税標準の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</li> <li>(2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</li> <li>(3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</li> <li>(4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</li> </ul>	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に、従業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第701条の41第1項の表の第4号

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車取得税	税率・課税標準額の特例	電気自動車（燃料電池車含む）の取得	平成30年4月1日～平成31年3月31日までに取得した場合は、非課税又は次に掲げる課税標準額とする。 ・新車……非課税 ・中古車……取得価格から45万円控除	地方税法附則第12条の2 第12条の2の4 条例附則第8条の2の2
		天然ガス自動車の取得	平成30年4月1日～平成31年3月31日までに取得した場合は、非課税又は次に掲げる課税標準額とする。 ・新車 排出ガス基準が下記のもの ①平成30年排出ガス基準適合……非課税 ②ポスト新長期規制からNOx10%低減達成（※1、2）……非課税 ・中古車 排出ガス基準が下記のもの ①平成30年排出ガス基準適合……取得価格から45万円控除 ②ポスト新長期規制からNOx10%低減達成（※1、2）……取得価格から45万円控除	
		プラグインハイブリッド自動車の取得	平成30年4月1日～平成31年3月31日までに取得した場合は、非課税又は次に掲げる課税標準額とする。 ・新車……非課税 ・中古車……取得価格から45万円控除	

- ※1 型式で判定できない場合は、車検証の燃料の種類欄に「CNG」と記載され、また、備考欄に「低排出ガス車（21年基準NOx10%低減）」と記載される。
- ※2 ポスト新長期規制とは、ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車取得税	税率・課税標準額の特例	ガソリン自動車の取得	<p>平成30年4月1日～平成31年3月31日までに取得した場合は、非課税又は次に掲げる区分に応じた税率又は課税標準額とする。</p> <p>○乗用車</p> <p>・新車</p> <p>排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H32年度燃費基準+40%以上達成」……非課税</p> <p>②「H32年度燃費基準+30%以上達成」</p> <p>営業用自動車及び軽自動車……0.4%</p> <p>自家用自動車……0.6%</p> <p>③「H32年度燃費基準+20%以上達成」</p> <p>営業用自動車及び軽自動車……0.8%</p> <p>自家用自動車……1.2%</p> <p>④「H32年度燃費基準+10%以上達成」</p> <p>営業用自動車及び軽自動車……1.2%</p> <p>自家用自動車……1.8%</p> <p>⑤「H32年度燃費基準達成」</p> <p>営業用自動車及び軽自動車……1.6%</p> <p>自家用自動車……2.4%</p> <p>・中古車</p> <p>排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H32年度燃費基準+40%以上達成（H22年度燃費基準+110%以上達成（※3）」……取得価格から45万円控除</p> <p>②「H32年度燃費基準+30%以上達成（H22年度燃費基準+95%以上達成（※3）」……取得価格から35万円控除</p> <p>③「H32年度燃費基準+20%以上達成（H22年度燃費基準+80%以上達成（※3）」……取得価格から25万円控除</p> <p>④「H32年度燃費基準+10%以上達成（H22年度燃費基準+65%以上達成（※3）」……取得価格から15万円控除</p> <p>⑤「H32年度燃費基準達成（H22年度燃費基準+50%以上達成（※3）」……取得価格から5万円控除</p> <p>○車両総重量2.5t以下のバス・トラック</p> <p>・新車</p> <p>排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H27年度燃費基準+25%以上達成」……非課税</p> <p>②「H27年度燃費基準+20%以上達成」</p> <p>営業用自動車及び軽自動車……0.4%</p> <p>自家用自動車……0.6%</p> <p>③「H27年度燃費基準+15%以上達成」</p> <p>営業用自動車及び軽自動車……0.8%</p> <p>自家用自動車……1.2%</p> <p>④「H27年度燃費基準+10%以上達成」</p> <p>営業用自動車及び軽自動車……1.2%</p> <p>自家用自動車……1.8%</p> <p>⑤「H27年度燃費基準+5%以上達成」</p> <p>営業用自動車及び軽自動車……1.6%</p> <p>自家用自動車……2.4%</p>	<p>地方税法附則第12条の2 第12条の2の2 第12条の2の4 条例附則第8条の2 第8条の2の2</p>

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車取得税	税率・課税標準額の特例	ガソリン自動車の取得	<p>・中古車 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H27年度燃費基準+25%以上達成（H22年度燃費基準+57%以上達成（※3）」……取得価格から45万円控除</p> <p>②「H27年度燃費基準+20%以上達成（H22年度燃費基準+50%以上達成（※3）」……取得価格から35万円控除</p> <p>③「H27年度燃費基準+15%以上達成（H22年度燃費基準+44%以上達成（※3）」……取得価格から25万円控除</p> <p>④「H27年度燃費基準+10%以上（H22年度燃費基準+38%以上達成（※3）」……取得価格から15万円控除</p> <p>⑤「H27年度燃費基準+5%以上達成（H22年度燃費基準+32%以上達成（※3）」……取得価格から5万円控除</p> <p>○車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック</p> <p>・新車 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H27年度燃費基準+15%以上達成」……非課税</p> <p>②「H27年度燃費基準+10%以上達成」 営業用自動車及び軽自動車……0.5% 自家用自動車……0.75%</p> <p>③「H27年度燃費基準+5%以上達成」 営業用自動車及び軽自動車……1% 自家用自動車……1.5%</p> <p>④「H27年度燃費基準達成」 営業用自動車及び軽自動車……1.5% 自家用自動車……2.25%</p> <p>排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準25%低減達成」または「平成17年排出ガス基準50%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H27年度燃費基準+15%以上達成」 営業用自動車及び軽自動車……0.5% 自家用自動車……0.75%</p> <p>②「H27年度燃費基準+10%以上達成」 営業用自動車及び軽自動車……1% 自家用自動車……1.5%</p> <p>③「H27年度燃費基準+5%以上達成」 営業用自動車及び軽自動車……1.5% 自家用自動車……2.25%</p> <p>・中古車 排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H27年度燃費基準+15%以上達成」……取得価格から45万円控除</p> <p>②「H27年度燃費基準+10%以上達成」……取得価格から35万円控除</p> <p>③「H27年度燃費基準+5%以上達成」……取得価格から25万円控除</p> <p>④「H27年度燃費基準達成」……取得価格から15万円控除</p>	地方税法附則第12条の2 第12条の2の2 第12条の2の4 条例附則第8条の2 第8条の2の2

※3 「平成22年度燃費基準」については、乗用車又は2.5t以下のトラックでJC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。（車検証の備考欄に、「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載される。）

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車取得税	税率・課税標準額の特例	ガソリン自動車の取得	<p>排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準25%低減達成」または「平成17年排出ガス基準50%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H27年度燃費基準+15%以上達成」……取得価格から35万円控除</p> <p>②「H27年度燃費基準+10%以上達成」……取得価格から25万円控除</p> <p>③「H27年度燃費基準+5%以上達成」……取得価格から15万円控除</p>	<p>地方税法附則第12条の2 第12条の2の2 第12条の2の4 条例附則第8条の2 第8条の2の2</p>
		石油ガス自動車（LPG）の取得	<p>平成30年4月1日～平成31年3月31日までに取得した場合は、非課税又は次に掲げる区分に応じた税率又は課税標準額とする。</p> <p>○乗用車</p> <p>・新車</p> <p>排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H32年度燃費基準+40%以上達成」……非課税</p> <p>②「H32年度燃費基準+30%以上達成」 営業用自動車及び軽自動車……0.4% 自家用自動車……0.6%</p> <p>③「H32年度燃費基準+20%以上達成」 営業用自動車及び軽自動車……0.8% 自家用自動車……1.2%</p> <p>④「H32年度燃費基準+10%以上達成」 営業用自動車及び軽自動車……1.2% 自家用自動車……1.8%</p> <p>⑤「H32年度燃費基準達成」 営業用自動車及び軽自動車……1.6% 自家用自動車……2.4%</p> <p>・中古車</p> <p>排出ガス基準が「平成30年排出ガス基準50%低減達成」または「平成17年排出ガス基準75%低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>①「H32年度燃費基準+40%以上達成」……取得価格から45万円控除</p> <p>②「H32年度燃費基準+30%以上達成」……取得価格から35万円控除</p> <p>③「H32年度燃費基準+20%以上達成」……取得価格から25万円控除</p> <p>④「H32年度燃費基準+10%以上達成」……取得価格から15万円控除</p> <p>⑤「H32年度燃費基準達成」……取得価格から5万円控除</p>	
		ディーゼル自動車の取得	<p>平成30年4月1日～平成31年3月31日までに取得した場合は、非課税又は次に掲げる区分に応じた税率又は課税標準額とする。</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車</p> <p>・新車</p> <p>排出ガス基準が下記のもの</p> <p>①平成30年排出ガス基準適合……非課税</p> <p>②ポスト新長期規制適合車（※4）……非課税</p> <p>・中古車</p> <p>排出ガス基準が下記のもの</p> <p>①平成30年排出ガス基準適合……取得価格から45万円控除</p> <p>②ポスト新長期規制適合車（※4）……取得価格から45万円控除</p>	

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車取得税	税率・課税標準額の特例	ディーゼル自動車の取得	<p>○車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のバス・トラック</p> <p>・新車</p> <p>排出ガス基準が「平成 30 年排出ガス基準適合」または「ポスト新長期規制（※4）から NOx かつ PM10 低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>① 「H27 年度燃費基準+15%以上達成」……非課税</p> <p>② 「H27 年度燃費基準+10%以上達成」            営業用自動車及び軽自動車……0.5%            自家用自動車……0.75%</p> <p>③ 「H27 年度燃費基準+5%以上達成」            営業用自動車及び軽自動車……1%            自家用自動車……1.5%</p> <p>④ 「H27 年度燃費基準達成」            営業用自動車及び軽自動車……1.5%            自家用自動車……2.25%</p> <p>排出ガス基準が「ポスト新長期規制適合（※4）」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>① 「H27 年度燃費基準+15%以上達成」            営業用自動車及び軽自動車……0.5%            自家用自動車……0.75%</p> <p>② 「H27 年度燃費基準+10%以上達成」            営業用自動車及び軽自動車……1%            自家用自動車……1.5%</p> <p>③ 「H27 年度燃費基準+5%以上達成」            営業用自動車及び軽自動車……1.5%            自家用自動車……2.25%</p> <p>○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック</p> <p>・新車</p> <p>排出ガス基準が「平成 28 年排出ガス基準適合」または「ポスト新長期規制（※4）から NOx かつ PM10 低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>① 「H27 年度燃費基準+15%以上達成」……非課税</p> <p>② 「H27 年度燃費基準+10%以上達成」            営業用自動車及び軽自動車……0.5%            自家用自動車……0.75%</p> <p>③ 「H27 年度燃費基準+5%以上達成」            営業用自動車及び軽自動車……1%            自家用自動車……1.5%</p> <p>④ 「H27 年度燃費基準達成」            営業用自動車及び軽自動車……1.5%            自家用自動車……2.25%</p> <p>○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック            （ハイブリット自動車に限る）</p> <p>・中古車</p> <p>排出ガス基準が「平成 28 年排出ガス基準適合」または「ポスト新長期規制（※4）から NOx かつ PM10 低減達成」で、燃費基準が下記のもの</p> <p>① 「H27 年度燃費基準+15%以上達成」……取得価格から 45 万円控除</p> <p>② 「H27 年度燃費基準+10%以上達成」……取得価格から 35 万円控除</p> <p>③ 「H27 年度燃費基準+5%以上達成」……取得価格から 25 万円控除</p> <p>④ 「H27 年度燃費基準達成」……取得価格から 15 万円</p>	<p>地方税法附則第 12 条の 2</p> <p>第 12 条の 2 の 2</p> <p>第 12 条の 2 の 4</p> <p>条例附則第 8 条の 2</p> <p>第 8 条の 2 の 2</p>

※4 ポスト新長期規制とは、ディーゼル車等において、平成 21 年以降（車両総重量等により、平成 21 年、22 年と異なる）に適用される排出ガス規制をいう。



区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車税	税率の特例	環境負荷の大きい自動車	平成 29 年度までに新車新規登録から 11 年を超えるディーゼル自動車、及び 13 年を超えるガソリン自動車（LPG 自動車を含む）の自動車税率が概ね 15%（一般乗用以外バス及びトラックは 10%）高くなります。 なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車(ガソリン)、一般乗用バス、被けん引自動車は除きます。	地方税法附則第 12 条の 3 条例附則第 9 条
		平成 29 年度及び平成 30 年度に新車新規登録された自動車で一定要件を満たすもの	登録の翌年度の自動車税を環境に配慮した度合いに応じてそれぞれの率を控除した税率とする。 ①電気自動車・一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車・「平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成」若しくは「平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成」かつ「平成 32 年度燃費基準 +30%達成」のもの……税率を概ね 75%軽減 ②「平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成」若しくは「平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成」かつ「平成 32 年度燃費基準+10%達成」のもの……税率を概ね 50%軽減	

注) 1 この表は、公害防止に関する地方税の税制上の措置内容の概要をまとめたものである。

2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。